相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二〇八番地、最後の住所青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一番地三七四

被相続人　亡　神馬　吉藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

青森県五所川原市大町一番地五　ティーケーマンション二階　つがるひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　友子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区小田原一丁目一七一番地、最後の住所仙台市宮城野区小田原一丁目三番一〇号　被相続人　亡　遠藤　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号新仙台ビル五階

相続財産管理人　弁護士　佐藤　康浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市字九條五五二番地の四、最後の住所東京都北区赤羽西一丁目三六番八号藤島マンション四〇六

被相続人　亡　菅原　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市大平町新一五一九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柏崎　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

栃木県栃木市旭町一九番一六号

相続財産管理人　佐山　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市新松戸三丁目三二八番地、最後の住所千葉県松戸市小金上総町三番地の二五ゆたか荘六号　被相続人　亡　大石　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命松戸ビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区柏台二六九番地の一七、最後の住所千葉県習志野市東習志野八丁目一七番二五号メゾンシャルマンB棟三号

被相続人　亡　廣田　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番七号中央ハイツ七階　大島有紀子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大島有紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区上大崎一丁目七六八番地、最後の住所東京都中央区佃二丁目二番一〇―三四〇八号　被相続人　亡　横田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力二丁目二九番、最後の住所東京都世田谷区粕谷二丁目二三番一号区立芦花ホーム　被相続人　亡　佐々木　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂元町四丁目七番、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂元町四丁目七番二二号　山口德次郎方

被相続人　亡　山口　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　横浜北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市瀬谷区橋戸三丁目四一番地一〇、最後の住所横浜市瀬谷区橋戸三丁目四一番地の一〇　被相続人　亡　本間　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階

相続財産管理人　弁護士　延命　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市小松六一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　権瓶　寿一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所新潟市中央区弁天三丁目一番一五号トーカンマンション第三万代三〇一号

相続財産管理人　弁護士　野口　祐郁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市旭町二丁目一二一七番地、最後の住所新潟県燕市八王寺二四五二番地二

被相続人　亡　大竹　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月一日

事務所新潟県燕市井土巻二丁目二三番地ミナミビル一〇三号

相続財産管理人　弁護士　廣田　貴子

第57期決算公告

平成26年10月1日

石川県金沢市長田本町チ10番地1

株式会社北都鉄工

代表取締役　小池田康秀

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,551,509
	固定資産	1,817,055
	合計	4,368,564
負債及び純資産の部	流動負債	1,199,938
	固定負債	一
	株主資本	3,168,626
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,078,626
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,056,126
	（うち当期純利益）	（157,857）
	合計	4,368,564